平成２９年（フ）第１８１号
滋賀県守山市守山１丁目１番10号
破産者　こばやし酒店こと　小林　宏樹
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５２号
神戸市灘区稗原町４丁目２番23号　エスポワール六甲道204
破産者　高倉　巧磨
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番371―204号
破産者　塚原　達也
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９６号
神戸市兵庫区大開通５丁目２番24号　301号室、従前の住所神戸市須磨区道正台１丁目３番６―610号
破産者　髙木　茂男
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
福岡県柳川市大和町中島1463番地１、前住所神奈川県川崎市中原区井田１丁目18番６号グリーンコート井田202
破産者　堤　　一真
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
京都市伏見区淀美豆町327番地　パルティール11　203号室、開始決定時の住所函館市元町22番16号
破産者　二木　一郎
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６号
北海道紋別市落石町４丁目27番１号　せせらぎ団地　Ｄ棟201号
破産者　佐々木梨香
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２１号
北海道旭川市春光２条７丁目１番62―34号　道住85Ｒ７―34号
破産者　江刺家真一
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
北海道帯広市西16条南５丁目21番13号　コーポアルクⅡ102号室
破産者　向井　晶子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
青森市蛍沢３丁目４番１号　市営住宅戸山団地１―16
破産者　見滝　広美
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
山形県米沢市矢来３丁目３番58号　平方、従前の住所山形県米沢市東３丁目６番32号、山形県米沢市万世町桑山2870番地の８
破産者　佐藤　健蔵
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１０７号
福島市大町２番11号　２Ｆ
破産者　宮森　勝久
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
福島市三河南町９番11号　ＦＹミカワ501号室、住民票上の住所福島市北矢野目字坂東13番地の３
破産者　長沼　修次
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３３号
福島市岡部字高畑93番地の１
破産者　沼倉　　剛
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２３２６号
横浜市緑区十日市場町894番地13　カーザフェリーシュ102号
破産者　井ノ上史也
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０号
相模原市中央区緑が丘２丁目20番３号
破産者　水島　定雄
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０８号
相模原市中央区東淵野辺４丁目14番26号　レジデンス古淵102
破産者　大塩　桐志
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５５号
相模原市中央区共和１丁目６番19号
破産者　篠塚　政彬
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部